

(様式2表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名	建築指導課	No. 85
許認可等の内容		建築物エネルギー消費性能適合性判定		
根拠法令及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項、第2項		
審査基準	関係条項			
	基準 (未設定の場合はその理由)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、同法施行令、同法施行規則、建築物エネルギー性能基準等を定める省令 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく告示 小田原市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る要綱		
	参考事項	技術的助言		
	設定等年月日	平成29年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)		
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数14日		
	設定等年月日	平成29年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)		

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 建築指導課

No. 35

不利益処分の内容		措置命令
根拠法令及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 14 条及び第 16 条
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、同施行令、同施行規則、建築物エネルギー性能基準等を定める省令 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく告示
	参考事項	
	設定等年月日	平成 29 年 4 月 1 日設定